

吉岡町小規模事業者等応援給付金交付要綱

令和3年9月13日
令和3年吉岡町訓令第86号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高等が減少し、経営に支障が生じている吉岡町（以下「町」という。）内の飲食店及び小規模事業者に対し、事業活動の維持又は継続のための支援として、予算の範囲内において吉岡町小規模事業者等応援給付金（以下「給付金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、吉岡町補助金等交付に関する規則（昭和45年吉岡村規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模事業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者に該当する事業者をいう。
- (2) 飲食店 前号に掲げる者のうち、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）大分類M-宿泊業，飲食サービス業のうち中分類76-飲食店に該当する飲食店をいう。

(給付金の使途)

第3条 給付金の使途は、事業活動の維持又は継続に要する費用とする。

(給付対象者)

第4条 給付金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する飲食店及び飲食店を除く小規模事業者（以下これらを「小規模事業者等」という。）とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた期間（令和2年1月1日から令和3年1月30日までの期間をいう。以下同じ。）を含む所得税又は法人税の申告書の事業収入金額が、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない又は影響が少ない直近の申告書の事業収入に比して減少していること。
- (2) 支店又はフランチャイズ店（他の法人等が所有する特定の商標、商号その他の営業の象徴となる標識を使用し、その対価として当該法人等に対し金銭を支払うことにより事業を行う店舗をいう。）でないこと。
- (3) 飲食店にあっては、令和3年8月8日から令和3年9月12日までの全ての期間において、営業時間の短縮、酒類の提供の取止めその他の新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の6第1項又は同法第45条第2項に基づく群馬県知事の要請を実施しており、かつ、令和2年1月1日以前から町内に事業所があり申請の日まで継続して営業している飲食店であること。
- (4) 飲食店を除く小規模事業者にあっては、次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 個人事業主 次の要件のいずれにも該当する個人であること。
 - (ア) 住民票が作成された日（他の市町村から吉岡町に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものにつ

いては、当該届出をした日) が令和2年1月1日以前であって、その日から第6条の申請の日まで引き続き吉岡町の住民基本台帳に登録されている者であること。

(イ) 事業所の所在地が、令和2年1月1日から第6条に規定する申請の日までの期間において町内にあり、かつ、継続して営業していること。

(ウ) 事業により事業収入を得ている者であること。

イ 法人 法人登記上の本店の所在地が令和2年1月1日から第6条に規定する申請の日までの期間において町内にあり、かつ、町内において継続して営業していること。

(5) 給付金受領後も事業活動を継続する意思があること。

(6) 吉岡町暴力団排除条例(平成24年吉岡町条例第15号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業に該当する者及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する者並びにこれに類する業種でないこと。

(8) 行っている事業が法令及び公序良俗に反していないこと。

(9) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体でないこと。

(10) 町税(吉岡町税条例(昭和30年吉岡村条例第28号)第3条に規定する町税をいう。)の滞納がないこと(新型コロナウイルス感染症の影響により徴収が猶予されているものは除く。)

(給付金の額等)

第5条 給付金の額は、1小規模事業者等につき飲食店にあつては5万円、飲食店を除く小規模事業者にあつては3万円とする。

2 給付金の交付は、1小規模事業者等につき1回限りとする。

(交付申請)

第6条 給付金の交付を受けようとする小規模事業者等(以下「申請者」という。)は、規則第3条の規定にかかわらず、令和4年2月28日までに吉岡町小規模事業者等応援給付金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 飲食店にあつては、飲食店営業又は喫茶店営業の許可書の写し

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた期間を含む所得税又は法人税の申告書の写し及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない又は影響が少ない直近の申告書の写し

(3) 法人にあつては履歴事項全部証明書の写し、個人事業主にあつては本人確認書類の写し

(4) 誓約書(様式第2号)

(5) その他町長が必要と認めた書類

(交付決定及び確定)

第7条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、その申請内容を審査し、給付金の交付の可否を決定し、規則第4条、第5条及び第8条の規定にかかわらず、吉岡町小

規模事業者等応援給付金交付（不交付）決定兼確定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

（給付金の交付）

第8条 給付金は、規則第5条の規定にかかわらず、前条の規定による交付決定後に交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 町長は、第7条の規定による交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、給付金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正な手段により給付金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) その他町長が不相当と認めたとき。

（給付金の返還）

第10条 町長は、前条の規定により給付金の交付を取り消したときは、当該取消しに係る部分に関し、既に給付金が交付されているときは、吉岡町小規模事業者等応援給付金返還通知書（様式第4号）により給付金の返還を命ずるものとする。

（書類の整備）

第11条 交付決定者は、本給付金交付に関する書類等を整備し、給付金交付の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

2 交付決定者は、町長から前項の書類等の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年訓令第115号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年訓令第116号）

この訓令は、公布の日から施行する。

年 月 日

吉岡町長 様

住所

氏名

（法人にあつては、名称、事業所の所在地及びその代表者の氏名）

電話番号

吉岡町小規模事業者等応援給付金交付申請書

吉岡町小規模事業者等応援給付金を受けたいので、吉岡町小規模事業者等応援給付金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 _____ 円
- 2 従業員数 _____ 人（常時使用している人数）

3 事業所

（フリガナ） 屋号・商号・雅号	所在地（事業を行っている場所）
	吉岡町大字

- 4 事業内容（概要を記入し、(1)～(4)のいずれか1つに○をつけてください。）

事業概要

- (1) 飲食業（ ）※持ち帰り、配達飲食サービス業は除く。
- (2) 商業・サービス業（ ）
- (3) サービス業のうち宿泊業・娯楽業（ ）
- (4) その他、製造、運輸、建設等（ ）

- 5 吉岡町内で事業を開始した日

※法人にあつては登記日 _____ 年 月 日

6 収入額の比較（申告書記載の事業収入金額を記入）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない又は影響が少ない直近の申告書記載の事業収入額 (年 月～ 年 月分申告)	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた期間を含む申告書記載の事業収入額 (年 月～ 年 月分申告)
円	円

7 給付金の振込先口座

金融機関名	支店名	預金の種類	口座番号	(フリガナ) 口座名義人

8 添付書類

- (1) 飲食店にあつては、飲食店営業又は喫茶店営業の許可書の写し
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた期間（令和2年1月1日から令和3年1月30日まで）を含む所得税又は法人税申告書の写し及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない又は影響が少ない直近の申告書の写し
- (3) 法人にあつては履歴事項全部証明書の写し、個人事業主にあつては本人確認書類の写し
- (4) 誓約書（様式第2号）
- (5) その他町長が必要と認めた書類

誓約書

吉岡町小規模事業者等応援給付金の申請に当たり、下記の内容について誓約します。

記

- 1 吉岡町小規模事業者等応援給付金交付申請書（以下「申請書」という。）の記載内容及び添付資料に偽りはありません。
- 2 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - (5) 自己又は第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- 3 吉岡町小規模事業者等応援給付金交付要綱第4条の要件を満たしています。申請内容に虚偽が判明した場合は、給付金の返還に応じます。
- 4 今後も、新型インフルエンザ等対策特別措置法による営業時間の短縮や酒類提供の取止め等群馬県知事の要請があった場合は、要請に応じ、協力します。
- 5 吉岡町から申請内容に関して検査や報告の求めがあった場合は、これに応じます。
- 6 申請書類に記載された情報は、行政機関（税務当局、警察署、保健所等）の求めに応じて提供することに同意します。
- 7 給付要件審査のため、吉岡町が私の町税の納税状況について調査することに同意します。

年 月 日

吉岡町長 様

氏名又は法人代表者氏名 _____

※法人の代表者又は個人事業主が必ず自署してください。

様

吉岡町長

印

吉岡町小規模事業者等応援給付金交付（不交付）決定兼確定通知書

年 月 日付で申請のあった吉岡町小規模事業者等応援給付金の交付について、下記のとおり決定し、確定したので、吉岡町小規模事業者等応援給付金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 交付決定（確定）額（不交付の場合はその理由） 円

2 給付金交付の条件

- (1) 給付金の使途は、事業活動の維持又は継続に要する費用とする。
- (2) 給付金の交付を受けた者は、本給付金交付に関する書類等を整備し、給付金交付の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。また、町長から書類等の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

様式第4号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

吉岡町長

印

吉岡町小規模事業者等応援給付金返還通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した吉岡町小規模事業者等応援給付金について、吉岡町小規模事業者等応援給付金交付要綱第10条の規定により、次のとおり返還されたく通知します。

- 1 返還金額 円
- 2 返還理由
- 3 返還期限 年 月 日